

ワークショップ「水難救助」WS1-1

海上保安庁の海難救助

榎木大輔

海上保安庁警備救難部救難課 業務係長

【組織・体制】

海上保安庁は領土面積の約12倍、447万km²にも及ぶ領海と排他的経済水域を11の管区に分け、それぞれに管区本部を配置し、その下に事務所、航空基地を置き巡視船艇、航空機を配置しております。

●職員数は14,788名

●保有する巡視船艇476隻、航空基地98機

【救助救急体制】

海上保安庁は全国23隻の巡視船艇に潜水士を配置し、各管区の事案対応にあたっております。また、ヘリコプターとの連携で機動力を有する機動救難士は10か所の航空基地に9名ずつ配置しており、救急救命士の資格を持つ隊員も配置され、救助・救急対応を行っております。

最後に特殊救難隊ですが、船舶火災や危険物積載船からの人命救助やCBRNE事故・災害といった高度な知識・技術を必要とする特殊な海難に対応する全国で唯一の専門チームで東京羽田にのみ配置し全国の特殊海難に対応しております。

【事例紹介】

ダイビング事故を含む海難対応につきましては、平素から関係機関及び民間救助組織と連携し対応しており、いち早く病院へ要救助者を搬送するため消防機関との連携のほか、規模や急迫度に応じて自衛隊への災害派遣要請を行うなど適切に対応にあたっております。

【「自己救命策の確保」の紹介】

海上保安庁では自己救命策の基本として、「ライフジャケットの常時着用」、「携帯電話等連絡手段の確保」、「118番・NET118の活用」の3つを推進しております。

もしもの場合に備え、家族や友人に「目的地や現在位置(釣場や港・海岸・地域名)」「帰宅時間」を伝えておくよう啓蒙活動を行っております。

また、令和6年度からLive118として現場の映像を伝送し、または救命処置映像をバイスタンダーに提供する取組も行っております。